平成 19 年度工事定期監査(2 期)の結果に基づき講じた措置等都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(1)計画		
ア 屋外渡り廊下の塗装改修計画		
本工事は、北区における中学校の耐震補強他工事で	課内会議(4月16日)で指摘内容について	措置済
ある。	の確認を行い、今後は、計画初期段階に、詳	
北棟と南棟をつなぐ屋外渡り廊下については、耐震	細な調査を行うことにより現況を把握し、必	
上支障がなかったことから、塗装改修工事だけを行っ	要な改修方法の計画・設計を行うことを課内	
ていたが,施工後数ヵ月で塗装面に鉄部の錆びが浮き	職員に周知徹底いたしました。(4月24日)	
出ている。これは、上部通路面からの漏水が原因であ	なお、本工事については、上部通路面から	
ると考えられるが、施工前の詳細な調査により現況を	の漏水を防ぐための防水改修工事を検討しま	
把握した上で、必要な計画・設計を行うべきであった。	す。	
(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No.53 鈴蘭台中学校耐震補強他工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(1)計画		
イ 外気取り入れ口の方向		
本工事は、海岸沿いの処理場に建設された汚水ポン	塩害に対する配慮をより考えて、外気の取	措置済
プ場の建築機械設備工事である。	り入れ口を設置すべきであるが、これは基本	
今回の施設では、換気ファン類の空気取り入れ口が	計画時に確認すべきで、基本計画・設計の留	
海側に向いた建築計画をしているが、台風時等に塩分	意点として、平成20年4月10日合同係会議	
を含んだ空気を吸い込み機器の絶縁を劣化させる等	において、関係職員に周知徹底いたしました。	
の悪影響が懸念される。現処理場の今までの維持管理		
実態及び今後の設備の維持管理を考えると、塩害防止		
フィルターに頼らず、建築計画の時点で外気の取り入		
れ口の方向を配慮すべきであった。		
(都市計画総局建築技術部設備課)		
[No.74 垂水処理場ネットワークポンプ場		
建築機械設備工事]		

措置内容	措置状況
現在用いている市内部の防食被覆の指針に	措置方針等
ついて、平成20年度中に速やかに見直しをし、	措置済
その中で既設のコンクリートのひびわれ補修	平成22年9月 8日 参照
や防錆措置についてもその仕様を定めるとと	0H 3W
もに、特記仕様書に明記する。	
また, このことを平成20年2月22日に係内	
の施設設計(処理場、ポンプ場)担当者会議で	
周知した。	
	現在用いている市内部の防食被覆の指針について、平成20年度中に速やかに見直しをし、その中で既設のコンクリートのひびわれ補修や防錆措置についてもその仕様を定めるとともに、特記仕様書に明記する。 また、このことを平成20年2月22日に係内の施設設計(処理場、ポンプ場)担当者会議で

指摘	措置内容	措置状況
(2) 設計		
イ 設計照査の水理実験		
本工事は、灘区の観音寺川の断面不足によって生じ	ご指摘のとおり,実験による照査結果によっ	措置済
る溢水に対する改修工事である。西郷川へ分派する放	ては、設計へのフィードバックが必要となる	
水路(すでに完成済)の起点より上流側 277m の区間	ケースも考えられる。	
について,推進工法による地下放水路(内径 2.0m)	今後,水理実験による照査については,施工	
と上流側現川との接続部の落差工(内径 6.7m, 落差	段階ではなく、設計段階で実施することとし、	
10.2m) を築造したものである。	実施にあたっては、委託契約審査会に諮るこ	
その落差工と放水路の疎通能力を検証するために,	とで透明性を確保し、必要に応じて、適切な	
水理実験(縮尺模型により水理特性を確認するための	設計へのフィードバックができるようにす	
実験)を本工事において実施している。本来,水理実	る。	
験は設計に係わる照査であり、実験の結果によっては	また, この件については平成20年5月1日	
設計へのフィードバックが必要な可能性もあり, 設計	の道路・河川工事関係係長会で周知徹底した。	
段階で実施し照査結果を反映させた上で工事の発注		
作業にあたるべきである。		
設計段階で水理実験を委託する場合には, 実施局の		
委託契約審査会に付議し審査を受けることになるが、		
設計委託でなく工事に含めたため付議もされていな		
い。また、本工事のように工事発注後において水理実		
験を追加変更処理しているが、契約変更理由書にも明		
記されておらず、契約額の変更要件(2割もしくは、		
2,000万円) に満たない場合は、請負契約審査会に付		
議されることもなく、チェックが難しい状況であっ		
た。		
水理実験の必要性は理解できるが、その実施につい		
ては、フィーバックへの余裕と透明性をもって対処す		
べきであった。		
(建設局下水道河川部河川課)		
(建設局東部建設事務所工務課)		
[No.24 観音寺川分派放水路築造工事(上野工		
区)]		

指摘	措置内容	措置状況
(2) 設計		
ウ 高圧ケーブルのサイズ		
本工事は垂水処理場の汚水ポンプ電気設備を更新	今後は,「電気設備 設計・照査チェックリ	措置済
する工事である。	スト」に積算チェック項目をあげ、設計・照査	
本工事で 3 号汚水ポンプは固定速度運転と可変速	の2重チェックを徹底いたします。	
度運転の切換ができるように更新された。	この事項について, 平成20年2月14日 「設	
このポンプの可変速度側の回路へ送る高圧ケーブ	計・監督担当者会議」で設備設計・監督担当者	
ルは固定速度側と同じサイズでよいところを、固定速	へ説明を行い周知徹底いたしました。	
度側の4倍相当のサイズ(下図の網掛け部)になって		
いた。		
設計図面を十分に確認すべきである。		
(建設局西水環境センター管理課)		
[No35 垂水処理場 3 号汚水ポンプ電気設備		
工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(2) 設計		
エ 光ケーブル敷設張力の検討		
本工事は本庁舎~西部処理場間の汚水幹線の一部	今後は,「電気設備 設計・照査チェックリ	措置済
の約2kmの区間に光ケーブルを敷設する工事である。	スト」に積算チェック項目をあげ、設計・照査	
本工事において,請負人による施工前の調査で一部	の2重チェックを徹底いたします。	
(1.2km) の光ケーブルの敷設張力が許容応力を超え	この事項について、平成20年2月14日 「設	
ることが判明したため、張力を下げる敷設方法として	計・監督担当者会議」で設備設計・監督担当者	
中間ケーブル引取り補助工を追加する設計変更を行	へ説明を行い周知徹底いたしました。	
っていた。		
設計時の検討書で敷設張力を算定する際、汚水管路		
と光ケーブルとの間の摩擦係数を、誤って「下水道光		
ケーブル技術マニュアル(ケーブル施工編)」の基準		
値以下に設定したことが原因ではあるが、敷設張力の		
検討書の前段には設定した摩擦係数の値が記されて		
おり、容易にチェックできるものであった。		
設計検討書のチェックを入念にすべきである。		
(建設局下水道河川部工務課)		
[No.41 光ファイバーケーブル敷設工事		
(西部処理場・宇治川ポンプ場接続工区)]		

指摘	措置内容	措置状況
(2) 設計		
オ 維持管理に配慮した設計		
本工事は,海岸沿いの処理場に建設された汚水ポンプ	維持管理に考慮が足りなかったのが、原因	措置済
施設の建築機械設備工事である。	であるので、設計の留意点として、機器選定	
ポンプ場の建築機械設備において、維持管理を配慮	及び給水方式についてまとめ、平成20年4月	
した設計をすべきである。	10 日合同係会議において、関係職員に周知徹	
	底いたしました。	
① 同一室内に、100V 仕様と 400V 仕様の有圧換気扇		
が混在している。400V 仕様は市場性や法令でコン		
セント接続ができない等で不便な面があり、また		
400V 仕様にしなければならない特別な理由もない。		
日常管理を考慮すれば 100V 仕様に統一すべきであ		
る。		
② 受水槽を設置しているが、ポンプ場の配置人数に		
対して受水槽容量(3 m³)が大きく水道水の槽内滞		
留時間が長くなりすぎる。ポンプ場の維持管理体制		
を考慮して、適正な大きさを考慮すべきである。		
(都市計画総局建築技術部設備課)		
[No.74 垂水処理場ネットワークポンプ場		
建築機械設備工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(2) 設計		
カ 駐車管制設備の経済設計		
本工事は新長田の再開発ビルの建設に伴う電気設	機器等の設置方法において、経済性・安全	措置済
備工事である。	性保守性・意匠等に十分配慮した検討を行い、	
本工事において駐車管制設備である入口表示灯に,	最善の方法を決定すると共に、決定するに至	
車両出庫警報灯と車両検知器を一体型で追加する設	った検討資料を整備保管するように、平成 20	
計変更をしていた。	年4月10日合同係会議において,関係職員に	
しかし,一体型にせず車両出庫警報灯と車両検知器	周知徹底いたしました。	
をそれぞれ単独で設置した場合と経済性を比較検討		
すべきであった。		
設計変更の際も、経済性に配慮した設計に努めるべ		
きである。		
(都市計画総局建築技術部設備課)		
[No62 (仮称)新長田駅南地区大橋 5 工区再開発		
ビル電気設備工事(その1)]		

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ア 施工代価表の作成		
本工事は本庁舎~西部処理場間の汚水幹線の一部	今後は、代価表作成あたって、施工条件等	措置済
の約2kmの区間に光ケーブルを敷設する工事である。	を慎重に考慮したうえで、前後の工法との整	
本工事において,光ケーブルの敷設は引き流し工法	合を含め適正な数量の設定をするよう徹底い	
を採用していたが,施工前の請負業者の調査で一部区	たします。	
間のケーブルの敷設張力が許容応力を超えることが	この事項について,平成20年2月14日の	
判明した。	設計監督担当者会議にて周知徹底いたしまし	
このため引き流し工法を行う汚水管路の途中にお	た。	
いて、敷設張力を下げる工法(中間ケーブル引取り補		
助工)を追加した。		
この「中間ケーブル引取り補助工」の施工代価表(以		
下,「代価表」という。)は「下水道光ファイバーケー		
ブル敷設標準積算要領」になかったため、新たに代価		
表を作成したが、その際日進量(1日の敷設可能量)		
の設定が、これと一体の作業となる引き流し工法の日		
進量と整合が取れていなかったため割高となってい		
た。		
新たに代価表を作成する際は、施工条件を十分検証		
すべきであった。		
(建設局下水道河川部工務課)		
[No.41 光ファイバーケーブル敷設工事		
(西部処理場・宇治川ポンプ場接続工区)]		

指摘	措置内容	措置状況
(3)積算		
イ 電灯放送盤の単価の不整合		
本工事は西区の小学校の改築に伴う電気設備工事	設計図書と見積書の内容に不整合が生じな	措置済
である。	いようにするため,今後見積書の徴集にあた	
本工事で各教室や教員室などに設置する電灯放送	っては、見積書に内容を記載してもらうなど	
盤について、同じ仕様であるのに設計単価が異なって	照査し易い形式に改善することとしました。	
いたり、内蔵機器の数と設計単価が整合していない盤	平成20年4月10日の合同係会議において,	
が数多く見受けられた。	指摘内容と改善方針について、関係職員に周	
見積書と設計図面を十分に確認するとともに、見積	知徹底いたしました。	
りの徴集方法を改善すべきである。		
(都市計画総局建築技術部設備課)		
[No.66 玉津第一小学校移転改築電気設備工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
エ 空気圧縮機の不要な見積り徴集		
本工事は,玉津処理場の最初沈殿池機械設備を更新	今後は,「下水道用機械設備設計積算要領」	措置済
する工事である。	の単価表に主な仕様を明記することで、誤解	
今回工事で機器駆動用として更新した空気圧縮機	がないよういたします。	
を積算する際、建設局作成の単価表にある空気圧縮機	この事項について,平成 20 年 2 月 14 日	
がオイルフリー型であるのにオイル潤滑型であると	「設計・監督担当者会議」で設備設計・監督	
思い込み、別途徴集したオイルフリー型空気圧縮機の	担当者へ説明を行い周知徹底いたしました。	
見積りに基づき積算したため、単価表より高い設計金		
額になったものである。		
建設局で定めている空気圧縮機の標準仕様書では、		
本市の下水処理場等で使用する空気圧縮機をオイル		
フリー型と指定しているが、単価表に機器仕様が記載		
されていないことも原因の一つと考えられる。		
単価表に機器仕様を記入する等、誤解を生じないよ		
うにすべきである。		
(建設局下水道河川部工務課)		
(建設局西水環境センター西神施設課)		
[No.39 玉津処理場東1系最初沈殿池機械設備		
工事]		
上升]		

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
カ配管材料の積算漏れ		
本工事は、垂水処理場の沈砂池の揚砂設備を更新す	今後は、「機械設備 設計・照査チェックリ	措置済
る工事である。	スト」に積算チェック項目をあげ、設計・照	
下水道設備工事では、配管材料を「弁類」、「小配管」、	査の2重チェックを徹底いたします。	
「直管・継手」といった材料種別毎に積算し、その合計	この事項について,平成 20 年 2 月 14 日	
を「○○配管 1式」として設計書に計上しているが、	「設計・監督担当者会議」で設備設計・監督	
排水管の積算の際に加算すべき「フランジおよびフラ	担当者へ説明を行い周知徹底いたしました。	
ンジ蓋」が合計から抜けていたものである。		
積算時には複数でチェックをかける等, 違算がない		
よう注意すべきである。		
(建設局西水環境センター管理課)		
[No.38 垂水処理場 本場 1·2 号揚砂機械設備		
工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
キ 設計図書・見積書等のチェック		
下記の設備工事において,積算時のミスが見られた。	設計変更処理については、変更項目が発生	措置済
設計図書や見積書などを十分にチェックして適正に	する都度、その内容と概算について決裁に諮	
積算する必要がある。	り、その内容により変更積算を行うこと、又、	
① 再開発ビルに設置する駐車管制設備のうち,各階	主要機器の見積書を徴集する際に,見積依頼	
満空表示灯は設計変更の対象ではなかったが、請負	書の条件・仕様・数量を明確に記載すると共	
業者から提出された変更見積書にその項目があっ	に、設計図面と積算数量との整合性を十分確	
たため変更対象であると勘違いし、さらに当該見積	認するように、平成20年4月10日合同係会	
書の適用を間違えて設計変更し、増額変更していた	議にて,関係職員に周知徹底いたしました。	
もの	(都市計画総局建築技術部設備課)	
[No62 (仮称)新長田駅南地区大橋 5 工区再開発ビル		
電気設備工事(その1)]		
② 再開発ビルに設置する駐車管制設備のうち、入口		
表示灯の設計変更の積算にあたり、変更見積書の適		
用を間違えて割高となっていたもの		
[No62 (仮称)新長田駅南地区大橋5工区再開発ビル		
電気設備工事(その1)]		
③ 再開発ビルに設置する受変電設備のトランスを		
油入型に変更する指示書を出していたが、その内ス		
コットトランスの積算は元の乾式のままで変更し		
ていなかったため割高となっていたもの		
[No.64(仮称)新長田駅南地区大橋 5 工区再開発		
ビル電気設備工事(その2)]		
④ 小学校の給食室に設置する調理機器の一部で、本		
来の台数より 1 台ずつ多く設計書に計上されてい		
たもの		
[No.67 玉津第一小学校校舎移転改築機械設備工事]		
⑤ ネットワークポンプ場の脱臭機室に設置する電		
灯昇降制御盤は、設計図面では一般型であったが室		
名のイメージから誤って耐食型の盤の単価を適用		
したため割高となったもの		
[No.75 垂水処理場ネットワークポンプ場建築		
電気設備工事]		

⑥ 中学校の多目的室 (4室) の電灯放送盤は、設計	
図面では各室2面ずつ設置するようになっていた	
が,他の教室と同様に各室1面の設置と思い込んで	
積算を行なっていたもの	
[No.68 太田中学校校舎改築電気設備工事]	
(都市計画総局建築技術部設備課)	

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ク 当初設計の重複計上と設計変更理由		
本工事は、灘区の観音寺川の断面不足によって生じ	ご指摘のとおり、薬液注入工において、当	措置済
る溢水に対する改修工事である。西郷川へ分派する放	初設計に数量の重複計上があったものであ	
水路(すでに完成済)の起点より上流側 277m の区間	る。	
について,推進工法による地下放水路(内径 2.0m)	今後は、慎重な積算作業と照査を徹底して	
と上流側現川との接続部の落差工 (内径 6.7m, 落差	いくとともに、契約変更理由書については、	
10.2m) を築造したものである。	適正な理由を記載するようにする。	
本工事の薬液注入工において、その数量を重複計上	また, この件については平成20年5月1日	
しているものが認められた。	の道路・河川工事関係係長会で周知徹底した。	
設計変更でこれを減工しているが、契約変更理由書		
には、「数量の誤計上」と記載すべきところを「土質		
調査の結果、薬液注入量の減」と記載していた。これ		
は、事実が伝わらない状況であり、設計変更処理の透		
明性においても適切でない。		
慎重な積算作業と照査体制を徹底するとともに, 契		
約変更理由書には適正な理由を記載すべきであった。		
(建設局下水道河川部河川課)		
(建設局東部建設事務所工務課)		
[No24 観音寺川分派放水路築造工事(上野		
工区)]		

指摘	措置内容	措置状況
(3) 積算		
ケ 共通費の算定		
本工事は、長田区における仮設住宅の解体撤去工事	ご指摘のように、解体工事については、そ	措置済
である。	の他工事として共通費を算定するようになっ	
建築工事の共通費の積算については、神戸市建築工	ていますが、新築工事における共通費と適用	
事積算基準に定められており、解体工事については、	して積算を行っておりました。	
その他工事として共通費を算定するように定めてい	これは、積算過程において解体工事は改修	
る。しかしながら、本工事が解体撤去工事のみである	に含まれるものと勘違いし、新築工事との共	
にもかかわらず、新築工事における共通費の算定方法	通費比較を行い、共通費の安い新築工事の共	
で算出していた。	通費を適用したものです。	
適正に処理すべきであった。	今後発注の解体工事につきましては、共通	
	費の適用がその他工事となるよう,4月2日に	
(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)	担当者会議を開催し、指摘内容を周知徹底致	
[No.46 水笠2丁目第4仮設住宅解体撤去工事]	しました。	
	また、積算の点検を複数の職員で行うよう	
	にしてまいります。	

行財政局,都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(4)契約		
アかし担保の特約		
神戸市契約規則第44条において,必要があると認	① 平成20年3月6日, 課内会議を行い, 今	措置済
めるときは、目的物の引渡後のかしについて、指定す	後、部品の交換作業を伴う整備業務には担保	
る期間内に, 取替え, 補修その他の措置を講じさせる	期間を設定することを決定し、あわせて関係	
旨の,かし担保の特約を行うように定めている。	職員に対し周知徹底した。	
しかしながら,以下の工事については,必要と認め	(行財政局行政部庶務課)	
られるにもかかわらず、かし担保の特約がなされてい		
なかった。		
	② 今後は、工事金額のみで、かし担保の付与	措置済
① 市庁舎の非常用発電機の発電機絶縁診断試験,保	を判断するのではなく、他工事との関連性、	
護継電器特性試験等の機能診断試験と同時に,消耗	工事内容の特殊性など、かし担保の必要性を	
部品の交換作業を行う業務である。	考慮し,検討することを課内会議(4 月 1 6	
部品交換作業を伴う業務にはかし担保の特約を	日)で確認し,課内職員に周知いたしました。	
すべきであったもの	(4月24日)	
	(都市計画総局建築技術部建築課)	
(行財政局行政部庶務課)		
[No.1 非常用発電機整備補修]		
② 市営住宅と同一棟にある保育所の外壁他改修工		
事である。		
市営住宅の外壁改修工事が施工されている時期		
に併せて市営住宅部分の施工者と随意契約を結び		
保育所部分の改修工事を行ったが、工事金額が低い		
として、かし担保の特約をしていなかった。		
しかしながら、本工事は市営住宅と同時期、同一		
業者で施工しており、市営住宅部分については、か		
し担保の特約がなされていること及び工事内容か		
らもかし担保の特約をすべきであったもの		
(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No.58 新長田保育所外壁他改修工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(4)契約		
イ 監督員の通知		
本工事は、長田区の再開発ビルの新築工事である。	委託監督員について請負工事業者への通知	措置済
神戸市工事請負契約約款第9条によれば、市は、監	を適宜行うよう、平成19年4月24日の係会	
督員を置き、その氏名を請負人に通知しなければなら	議及び4月25日の係長会議において周知徹	
ないことになっているとともに、第1条で通知は書面	底した。	
によることと規定されている。		
しかしながら、本工事においては一部監督業務を設		
計事務所に委託していたが、請負人に対しては、市職		
員である監督員は書面により通知していたものの、委		
託監督員については、口頭での通知しかなされていな		
かった。		
適正な処理をすべきであった。		
(都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所) [No.47 (仮称)新長田駅南地区大橋5工区再開発 ビル新築工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(4) 契約		
ウ 建設リサイクル法第13条に基づく書面		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以	ご指摘のように、「手作業」とすべきところ、	措置済
下,「建設リサイクル法」という。)第 13 条の規定に	「手作業・機械作業併用」と記載されておりま	
基づく書面は契約書の一部である。その記載内容のう	した。これは請負人が作業内容を勘違いして	
ち、解体工事における建築設備・内装材の取り外しに	記載したものを、内容を確認せずに受領して	
ついては、同法施行規則第2条において、建築物の構	いたものです。	
造上その他解体工事の施工の技術上「手作業」により	今後発注の工事につきましては、建設リサ	
難い場合を除き、「手作業」としなければならないと	イクル法第13条に基づく書面に記載の誤りの	
なっているところ、「手作業」により難い理由が無い	無いように、4月2日に担当者会議を開催し指	
にもかかわらず、「手作業・機械作業併用」と記載さ	摘内容を周知徹底致しました。	
れており、法違反となる内容を是認した契約書を取り	また、工事関係書類のチェックリストを作	
交わしていたこととなっていた。	成し、点検ミスの無いように業務を行ってま	
現場においては、手作業で行われており、実質的な	いります。	
法違反の状況はみられなかったが、契約書を取り交わ	(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)	
すにあたり、その内容を十分に精査し、適正に処理す		
べきである。		
	「建設リサイクル法」に関する理解に努め、	措置済
(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)	第13条の規定に基づく書面の確認を適正に行	
[No.46 水笠2丁目第4仮設住宅解体撤去工事]	うように,課内職員に周知いたしました。	
(都市計画総局建築技術部建築課)	(建築課 4月24日)	
[No.52 垂水東中学校校舎等改築工事]	(都市計画総局建築技術部建築課)	
[No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]		

産業振興局, 建設局, 都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(5) 施工		
ア 建設リサイクル法の未通知ならびに事後通知		
建設リサイクル法第 11 条では、地方公共団体が発	建設リサイクル法の通知書の記載内容につ	措置済
主する工事で,特定建設資材(コンクリート,アスファルト・コンクリ	いての記載漏れ、現場工程の変更等に留意す	
b,木材)を使用若しくは排出する工事については ,	るよう、2月14日の課内会議にて担当職員に	
※注者が工事着手以前に必要事項を都道府県知事(神	周知徹底しました。	
「市の場合は神戸市長) にその旨を通知しなければな	(産業振興局農林土木課)	
うない。		
しかしながら、未通知ならびに事後通知となってい		
と工事があった。	今後は,建設リサイクル法第 11 条の通知に	措置済
建設リサイクル法を遵守し、適切に処理すべきであ	ついて工事着手前に確実に手続きを行うよ	
5.	う,平成20年2月20日の設計工事連絡会(建	
	設部会) 及び2月14日の設計監督担当者会議	
で通知の工事	(施設部会) で工事監督課に周知徹底した。	
(産業振興局農林土木課)	(建設局下水道河川部工務課)	
[No8 芋谷川改修工事]	(建設局東水環境センター)	
事後通知の工事		
(産業振興局農林土木課)		
[No.4 淡河地区は場整備工事(18-2)]	建設リサイクル法の留意点として、	措置済
(建設局下水道河川部工務課)	① 設計変更で金額変更した場合	
(建設局東水環境センター)	② 途中で、特定建設資材の使用が発生した	
[No21 古川町雨水幹線築造工事(その2)]	場合	
(建設局東水環境センター)	に再度、確認することを、平成20年4月10	
[No.33 東灘処理場 1,3号汚泥脱水機	日合同係会議にて、関係職員に周知徹底いた	
機械設備工事]	しました。	
(都市計画総局建築技術部設備課)	なお、4月1日に各係長が、工事連絡表に	
[No.74 垂水処理場ネットワークポンプ場	て確認を行いました。	

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
イ 施工体制台帳の整備		
下記の工事において,建設業法第24条に規定され	工事は完了しているが、請負業者に下請負契	措置済
ている施工体制台帳に下請契約書(写)が添付されて	約書の写しを提出させた。	
いなかった。	今後は、施工業者への指導を徹底し、下請負	
工事現場の適正な施工体制の確保及び一括下請負	契約書の写しを確実に添付するよう, 平成 20	
の排除を目的に、施工体制台帳には全ての下請契約書	年2月20日の設計工事連絡会 (建設部会) で	
(写)の添付が義務付けられている。	周知した。	
「神戸市工事施工体制確認要領」に基づき適正に処	(建設局下水道河川部工務課)	
理すべきであった。	(建設局中央水環境センター管理課)	
(建設局下水道河川部工務課)		
(建設局中央水環境センター管理課)		
[No.17 新和田岬ポンプ場放流渠他築造工事]		
[No.18 新和田岬ポンプ場放流渠他築造工事		
(その2)]		

建設局,都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
ウ 施工体系図等の掲示		
建設業法に基づく適正な施工体制の確保を図るた	①, ②, ③について	
め、当該建設工事に係る全ての建設業者名等を記載	「施工体系図」および「建設業許可票」の掲	措置済
し、工事現場における施工の分担関係を明示した「施	示を徹底するため、工事着手前に行う請負業	
工体系図」を,現場の工事関係者及び公衆が見やすい	者との打合せ時の説明事項の一つとしまし	
場所に掲示することとなっている。また,建設業法第	た。また、打合せ時に使用するレジュメに上	
40 条では、工事に携わる建設業許可を受けている全	記の内容を明記し、統一様式としました。	
ての建設業者の「建設業許可票」を公衆の見やすい場	なお、工事中の物件は、必要な施工体系図	
所に掲示することが義務付けられている。	等を掲示しました。	
しかしながら,以下の工事において施工体系図等の	(都市計画総局建築技術部技術管理課)	
掲示が適切に行われていないものがあった。	(都市計画総局建築技術部建築課)	
施工体系図等を掲示すべきである。	(都市計画総局建築技術部設備課)	
①「建設業許可票」の掲示が行われていなかったもの		
(都市計画総局建築技術部設備課)	③、 ④について	
[No.72 多聞東中学校エコ改修他電気設備工事]	No. 11 須磨浦汚水幹線布設工事(その2)二	措置済
[No.73 多聞東中学校エコ改修他機械設備工事]	次覆工他工事については、施工体系図に記載	
	されている下請負業者の建設業許可票を掲示	
②「施工体系図」,「建設業許可票」とも工事完了前に	し, No. 22 京橋遮集幹線築造工事については,	
撤去していたもの	掲示場所を公衆の見やすい場所に移設した。	
(都市計画総局建築技術部設備課)	なお, No. 9 垂水処理場第3期拡張西工区建設	
[No.68 太田中学校校舎改築電気設備工事]	工事(土木)および No. 29 垂水処理場機械棟築	
[No.69 太田中学校校舎改築機械設備工事]	造工事については、工事完了している。	
	また、今後は、建設業法を遵守し、適切に処	
③「施工体系図」及び元請業者の「建設業許可票」の	理するよう、平成20年2月20日の設計工事	
掲示はあるものの,施工体系図に記載されていた建	連絡会(建設部会)で工事監督課に周知した。	
設業許可を受けている下請業者の建設業許可票が	(建設局下水道河川部工務課)	
掲示されていなかったもの	(建設局中央水環境センター管理課)	
(建設局下水道河川部工務課)	(建設局西水環境センター管理課)	
(建設局西水環境センター管理課)		
[No.9 垂水処理場第3期拡張西工区建設工事		
(土木)]		
(建設局下水道河川部工務課)		

(建設局中央水環境センター管理課)
[No.11 須磨浦汚水幹線布設工事(その2)
二次覆工他工事]
(建設局下水道河川部工務課)
(都市計画総局建築技術部建築課)
[No.29 垂水処理場機械棟築造工事
(土木・建築)]
(都市計画総局建築技術部建築課)
[No29 垂水処理場機械棟築造工事(土木·建築)]
[No52 垂水東中学校校舎棟改築工事]
[No.54 高倉中学校耐震補強他工事]
[No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]
(都市計画総局建築技術部技術管理課)
[No.43 (仮称) 高丸住宅宅地造成工事その1]
④「施工体系図」及び「建設業許可票」の掲示はある
ものの、公衆が見やすい場所に掲示されていなかっ
たもの
(建設局下水道河川部工務課)
(建設局東水環境センター)
[No22 京橋遮集幹線築造工事]

建設局,都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
エ 産業廃棄物管理票の処理		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3に	工事は完了しているが、請負業者に原本を返	措置済
は、工事で排出される産業廃棄物について、請負業者	却し,写しを提出させた。	
は産業廃棄物を適正に処分し、管理票 (マニフェスト)	今後は、施工業者への指導を徹底し、マニフ	
を確認、保管する義務を有する。	ェストの写しを確実に提出するよう, 平成 20	
しかし、保管すべき産業廃棄物管理票(マニフェス	年2月20日の設計工事連絡会 (建設部会) お	
ト)を本市に提出している不適正な状況が認められ	よび工事係長会で周知した。	
た。	(建設局下水道河川部工務課)	
適正に処理すべきである。	(建設局中央水環境センター管理課)	
(建設局下水道河川部工務課)		
(建設局中央水環境センター管理課)	今回は、マニフェストの提出、保管などに	措置済
[No.18 新和田岬ポンプ場放流渠他築造工事	関して適正な確認ができていなかったため、	
(その2)]	本来請負業者にて保管すべきであることを説	
(建設局下水道河川部河川課)	明したうえで原票を返却し、その写しを提出	
(建設局北建設事務所)	するよう指導を行なった。	
[No25 岩見谷川函渠(橋梁)改修工事]	今後は、このようなことがないよう請負業	
(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)	者を指導するとともに、監督員に対しても適	
[No.45 吉田町2丁目事業用仮設建物新築工事]	切な指導・確認を行うよう徹底する。	
(都市計画総局建築技術部建築課)	また、この件については平成20年5月1日	
[No.57 桜の宮保育所増築他工事]	の道路・河川工事関係係長会で周知徹底した。	
[No61 王子動物園北園整備工事(Ⅲ期)]	(建設局下水道河川部河川課)	
(都市計画総局建築技術部設備課)	(建設局北建設事務所)	
[No67 玉津第一小学校校舎移転改築機械設備		
工事]		
	ご指摘のように、産業廃棄物管理票の原票	措置済
	は請負人が、本市はその写しを保管すること	
	になっているにもかかわらず、原票が本市に	
	保管されておりました。これは、産業廃棄物	
	管理票の改竄等を防止するため、原票および	
	写しで排出材料・処分先を点検したのち、原票	
	と写しの取扱を誤って本市に原票を提出させ	
	ていたものです。	

今後は、請負人が原票を保管し、本市に写 しを提出させるよう、4月2日に担当者会議を 開催し指摘内容を周知徹底致しました。

また、工事関係書類のチェックリストを作成し、産業廃棄物管理票の取扱に遺漏のないよう業務を行ってまいります。

なお、吉田町 2 丁目事業用仮設建物新築工 事における産業廃棄物管理票につきまして は、写しを本市で保管することし、原票は請 負人に返却致しました。

(都市計画総局市街地整備部市街地整備課)

「建設リサイクル法」に関する理解に努め、 産業廃棄物管理票 (マニュフェスト) の管理 を適正に請負人に指示するように、課内職員 に周知いたしました。

(建築課 4月24日)

(設備課 4月10日)

(都市計画総局建築技術部建築課)

(都市計画総局建築技術部設備課)

措置済

# コンクリートガラ等運搬の過程載 本工事は、垂水区の中学校におけるエコ改修他工 事ほか1件の工事である。 工事によって発生するコンクリートガラ及びアス ファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法 令を遵守し、過 <equation-block>領域とならないよう留意する必要があ る。しかし、処分先の伝票によると、過領域となって いる事例が認められた。 運搬積載比況の確認力法を検討し、過領域とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [Na55 多周束中学校エコ改修他工事] [Na61 王子動物園北園整備工事(III期)]</equation-block>	指摘	措置内容	措置状況
本工事は、垂水区の中学校におけるエコ改修他工事によか1件の工事である。 工事によって発生するコンクリートガラ及びアスファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No55 多聞東中学校エコ改修他工事]	(5) 施工		
事ほか1件の工事である。 票 (マニフェスト) の提示を受け、積載量を確認することを課内会議(4月16日)で決定し、ファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校工コ改修他工事]	オ コンクリートガラ等運搬の過積載		
工事によって発生するコンクリートガラ及びアス ファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法 令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要があ る。しかし、処分先の伝票によると、過積載となって いる事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	本工事は、垂水区の中学校におけるエコ改修他工	運搬初期段階に請負人から産業廃棄物管理	措置済
ファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	事ほか1件の工事である。	票(マニフェスト)の提示を受け、積載量を確認す	
令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要がある。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	工事によって発生するコンクリートガラ及びアス	ることを課内会議(4月16日)で決定し、	
る。しかし、処分先の伝票によると、過積載となっている事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多間東中学校エコ改修他工事]	ファルト・コンクリートガラの運搬にあたっては、法	課内職員に周知いたしました。(4月24日)	
いる事例が認められた。 運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならな いよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	令を遵守し、過積載とならないよう留意する必要があ		
運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならないよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	る。しかし、処分先の伝票によると、過積載となって		
いよう法令遵守をより徹底する必要があった。 (都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	いる事例が認められた。		
(都市計画総局建築技術部建築課) [No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	運搬積載状況の確認方法を検討し、過積載とならな		
[No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]	いよう法令遵守をより徹底する必要があった。		
[No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]			
	(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No61 王子動物園北園整備工事(III期)]	[No.55 多聞東中学校エコ改修他工事]		
	[No.61 王子動物園北園整備工事(Ⅲ期)]		

産業振興局,都市計画総局

	措置内容	措置状況
(5)施工		
カ 建設機械の主たる用途以外の使用		
労働安全衛生規則第 164 条によれば,建設機械であ	① 建設機械の目的外使用は事故につながる	措置済
るパワー・ショベルによる荷のつり上げは、主たる用	事を認識し請負人に対しそのようなことが	
途以外の用途にあたり使用制限されている。	ないよう指導することを,2月14日の課内	
同規則ではやむ得ない場合に限り主たる用途以外	会議にて担当職員に周知徹底しました。	
での使用を認めているが、その場合には必要な安全確	なお,本件請負人に対し文書(1月30日付)	
保措置を講じる必要がある。	にて通知指導しました。	
しかし、これらの工事では必要な安全確保措置の一	(産業振興局農林土木課)	
部が満たされていない状態で、パワー・ショベルを荷		
のつり上げ用途に使用していたものである。		
労働安全衛生規則を遵守させ、主たる用途以外の使	② 工事着手前に請負業者に対し,「施工計画	措置済
用は原則避けるとともに、やむ得ない場合には必要な	書を変更するときは変更届を提出するこ	
安全確保措置について注意喚起すべきであった。	と,並びに建設機械を主たる用途以で使用	
	するときは、労働安全衛生規則等に基づい	
① ふとん籠の吊り上げに掘削重機であるパワー・シ	て必要な安全確保措置を行うこと」を指導	
ョベル(0.45 m)をつり上げ可能荷重を超えて用途	することを3月19日の係会議で周知いた	
外使用したもの	しました。	
	(都市計画総局建築技術部技術管理課)	
(産業振興局農林土木課)		
[No.6 野瀬北地区は場整備工事(18-2)]		
② コンクリート打設時の生コンホッパーの吊りに		
掘削重機であるパワー・ショベル(0.5 m)をつり上		
げ可能荷重を超えて用途外使用したもの		
(都市計画総局建築技術部技術管理課)		
[No.43 (仮称) 高丸住宅宅地造成工事その 1]		

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
キ 安全教育の未報告		
現場内の労働災害,公衆災害を未然に防止するた	「特記仕様書に安全に関する研修・訓練を	措置済
め、関係する作業員に対し安全に関する研修・訓練を	実施するとともに、監督員に記録した資料を	
実施することは重要である。	提出するよう記載すること」を3月19日の	
本工事は、東灘小学校の校舎の建替え・耐震補強工	係会議で周知いたしました。	
事に併せ、グランドを整備する工事であり、設計図書		
には労働安全関係法令に基づく安全活動に加え、定期		
的に安全に関する研修・訓練を実施するよう記載され		
ていたが、報告されていなかった。		
実施後報告するよう設計図書に明記すべきであっ		
た。		
(都市計画総局建築技術部技術管理課)		
[No44 東灘小学校グランド整備工事]		

建設局,都市計画総局

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
ク 事故の再発防止		
下記に示す工事において、その施工に際し事故が発	①, ②について	
生している。	事故発生後,請負人に対して,事故の原因と	措置済
事故の原因は、請負人が行うべき事前調査や施工管	今後の事故再発防止措置を報告させ、監督職	
理が不十分であったことによるが、発注者としても事	員がその後の実施状況確認を行った。更に他	
故が生じた現状を真摯に受け止め、その背景を分析	の工事請負人に対しても事故の原因と対策を	
し、今後再発しないように、安全点検や安全教育等に	周知し、注意喚起を行うとともに、安全パト	
より請負人への指導をより効果的に実施するととも	ロールの実施により、安全管理状況の確認を	
に、成績評定で厳しい措置を取るなど、これら工事に	行った。	
限らず事故の再発防止を徹底する必要がある。	また、平成20年2月20日の設計工事連絡会	
	(建設部会) において, 事故の再発防止を図	
① バックホウで掘削作業を行っていたところ、浅く	るため、埋設物の路面マーキング徹底等の請	
埋設されていた横断歩道用の信号ケーブルを破損	負人への安全指導強化を工事監督課に周知し	
した事故	た。	
(建設局下水道河川部工務課)	(建設局下水道河川部工務課)	
(建設局東水環境センター)	(建設局東水環境センター)	
[No.13 新港町地区汚水管布設工事(その4)]		
② 土留欠損部の薬液注入工において, ボーリングマ	3について	
シンで水道配水管を削孔した事故	労働安全衛生規則を遵守するため、請負業	措置済
(建設局下水道河川部工務課)	者による毎日の安全点検の実施指導を徹底す	10 (2)
(建設局東水環境センター)	るとともに、工事監督員によって適宜安全確	
[No.22 京橋遮集幹線築造工事]	認を行うよう, 平成 19 年 4 月 24 日の係会議	
	及び4月25日の係長会議において周知徹底し	
③ 梁の配筋作業中に約2.2m下へ落下し、肩を打撲	た。	
した事故	 (都市計画総局市街地整備部新長田南再開発	
(都市計画総局市街地整備部新長田南再開発事務所)	事務所)	
[No47 (仮称)新長田駅南地区大橋 5 工区再開発		
ビル新築工事]		
	 ⑤について 	
④ 室内造作工事において脚立の頂部にまたがり作	請負人に対し、自主的な安全パトロールな	措置済
業中に脚立のバランスが崩れたため、飛び降りた際	どの安全措置を積極的に行うよう指導するこ	
に足をひねり負傷した事故	とを,課内職員に周知いたしました。	

(都市計画総局建築技術部建築課)	(建築課 4月24日)	
[No.50 玉津第一小学校移転改築工事]	(都市計画総局建築技術部建築課)	
⑤ 高さ 2.7mの屋根からはしごを用いて降りる際		
に、床面に敷いていたシートが滑ってはしごがずれ		
落ち、土間に転落し打撲した事故		
(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No.59 中央卸売市場本場アスベスト含有建材		
処理他工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
ケ 土留めの安全施工		
本工事は、北区鈴蘭台東1丁目と2丁目の市道下の	今後はこのようなことがないよう請負業者	措置済
岩見谷川の溢水被害に対処すべく、暗渠部の河川断面	への指導・徹底を行うとともに、監督員に対	
を拡大する改修工事である。	しても工事計画の安全性などについて十分な	
本工事の掘削にあたり、仮設工事として親杭横矢板	確認を行うよう徹底する。	
土留を施工しているが、岩質地盤があるにもかかわら	また、この件については平成20年5月1日	
ず、アースオーガーによる削孔で岩部への親杭(H型	の道路・河川工事関係係長会で周知徹底した。	
鋼) の必要根入れ長を確保しないままに施工されてい		
たものである。また、土留工について施工計画書の提		
出も受けていなかった。		
幸いにして事故には至ってないが、請負人に対して		
施工計画書を提出させたうえ、安全性の確認を求め、		
必要な注意喚起をすべきであった。		
(建設局下水道河川部河川課)		
(建設局北建設事務所)		
[No25 岩見谷川函渠(橋梁)改修工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
コ 工場検査書類の提出		
本工事は,東灘処理場の汚泥脱水機設備を更新する	監督業務のための,「工事書類チェックリス	措置済
工事である。	ト (機械設備工事)」に確認項目をあげること	
建設局下水道河川部の「設備(機械・電気)工事一	で書類のチェックを徹底いたします。	
般仕様書」では、請負人が行う検査として「社内(工	この事項について,平成 20 年 2 月 14 日	
場)検査」を行うこととし、工場検査報告書に検査試	「設計・監督担当者会議」で設備設計・監督	
験成績書を添付して提出するよう規定している。しか	担当者へ説明を行い周知徹底いたしました。	
し、本工事における一部の機器について、請負人から		
の工場検査報告書は提出されていたが、試験成績書は		
添付されていなかった。請負人が工場検査を行ったこ		
とを証明できるよう、検査担当者の署名入りの試験成		
績書を提出させるべきである。		
(建設局東水環境センター)		
[No.33 東灘処理場 1,3号脱水機機械設備工事]		

産業振興局

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
サ セメント改良土の六価クロムの溶出試験		
以下の4件の工事は、北区の野瀬北地区のほ場整備	セメント及びセメント系固化材を使用した改	措置済
(全体 28. 2ha) のうちの最終面的整備	良土については、六価クロムの溶出試験を実施	
(6.42ha) に係わる3工事,および北区の淡河地区内	する事が必要であることを,2月14日の課内	
で小河川を改修する工事である。	会議にて担当職員に周知徹底しました。	
これらの工事においては、現地盤の強度を高める等		
の目的からセメント混合処理による地盤改良を実施		
している。		
セメント及びセメント系固化材を使用した改良土		
の六価クロム溶出試験実施要領(案)では、セメント及		
びセメント系固化材を使用した改良土については、六		
価クロムの溶出試験を実施しなければならないが、実		
施されていなかったものである。		
セメントによる地盤改良においては、上記要領(案)		
に則り六価クロムの溶出試験を実施すべきであった。		
(産業振興局農林土木課)		
[No.5 野瀬北地区ほ場整備工事(18-1)]		
[No6 野瀬北地区ほ場整備工事(18-2)]		
[No.7 野瀬北地区盛土工事(その3)]		
[No8 芋谷川改修工事]		

(5)施工 シ 設計変更に伴う構造計算書のチェック 本工事は、西区における小学校の移転改築工事である。 工事開始後、構造変更を行ったことにより、配筋等 確認だけではなく、構造等の変更の内容を的 確に把握した上で、変更の指示をする旨を課	措置済
本工事は、西区における小学校の移転改築工事であ 設計変更を行う場合、監督員は検討結果の る。 確認だけではなく、構造等の変更の内容を的	措置済
る。 確認だけではなく、構造等の変更の内容を的	措置済
工事開始後、構造変更を行ったことにより、配筋等 確に把握した上で、変更の指示をする旨を課	
の変更を請負人へ指示、施工しているが、変更を行う 内に周知いたしました。(4月24日)	
ための構造計算書の内容を確認せずに、変更内容の指	
示を行っていた。	
構造変更を行った場合、監督員は構造計算書の内容	
をチェックしたうえで請負人へ変更指示する必要が	
ある。	
(都市計画総局建築技術部建築課)	
[No.50 玉津第一小学校移転改築工事]	

産業振興局,建設局

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
ス 工事打合簿(指示書)の整備		
監督員がその権限を行使するときは、原則として書	監督員の指示内容を明確化するため、発注	措置済
面により行うものと定められており、口頭による指示	者と工事請負人との間で工事打合簿の様式で	
等が行われた場合でも、後日書面により監督員と請負	もって文書確認するよう,2月14日の課内会	
人の両者が指示内容等を確認できるように工事打合	議にて担当職員に周知徹底しました。	
簿により処理する必要がある。	(産業振興局農林土木課)	
下記に示す工事において、請負人に各種指示を行っ		
ていたが、工事打合簿に記載のないものが一部で見ら		
れた。	今後, 重要な変更となる場合は, 必ず書面で	措置済
不明確な変更指示等にならないよう, 監督員と請負	確認できるよう工事打合せ簿を整備すること	
人の両者が指示内容を書面で確認できるよう, 工事打	を平成20年2月20日の設計工事連絡会(建	
合簿を整備すべきである。	設部会)において、周知徹底した。	
	(建設局下水道河川部工務課)	
(産業振興局農林土木課)	(建設局西水環境センター管理課)	
[No8 芋谷川改修工事]	(建設局東水環境センター)	
(建設局下水道河川部工務課)		
(建設局西水環境センター管理課)		
[No.16 北舞子地区他汚水管改良工事]		
(建設局下水道河川部工務課)		
(建設局東水環境センター)		
[No22 京橋遮集幹線築造工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
セ 工事完成図の不備		
本工事は、西区における小学校の移転改築工事及び	完成図が設計変更をした内容を適正に反映	措置済
須磨区における中学校の改築工事である。	していることを確認するように、課内に周知	
工事完成図は、今後の維持管理のため、工事目的物	いたしました。(4月24日)	
の完成時の状態を表現したものであることから、設計		
変更や現場処理の内容を含めて記載しなければなら		
ない。しかしながら、本工事では構造関連での設計変		
更及び変更指示した内容の一部が反映されていない		
図面がみられた。		
完成図書を受け取る際は内容を十分確認すべきで		
あった。		
(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No.50 玉津第一小学校移転改築工事]		
[No.51 太田中学校校舎改築工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(5)施工		
ソ 工事写真の不備		
本工事は、垂水区の小学校における外壁他改修工事	外壁改修工事等の数量積算にかかる工事写	措置済
である。	真は、改修仕様及び数量が判別できるように	
外壁改修工事の場合,特記仕様書で「改修工事開始	撮影するように課内に周知いたしました。	
前に必要改修箇所の調査を行って調査表を作成し、施	(4月24日)	
工後最終数量確認のうえで、請負金額の増減を行う。」		
こととしている。		
最終数量確認のための資料には、調査・施工した箇		
所が照合できる写真(改修必要箇所をマーキングし、		
No.等を明記した上でスケールを当てて撮影すること		
が特記仕様書に記載されている。)が必要とされてい		
る。しかしながら、一部の施工箇所の写真しか撮影さ		
れておらず、調査表及び最終施工箇所との対比ができ		
ないものがあったため、最終数量確認に正確さを欠く		
こととなっていた。		
特記仕様書に基づき、適正に処理すべきであった。		
(都市計画総局建築技術部建築課)		
[No.56 西脇小学校外壁他改修工事]		

指摘	措置内容	措置状況
(6) 検査		
ア 工事成績採点票の記載		
本工事は、汚水・雨水管渠・取付管・接続桝等の下	今後は、工事 1 件ごとに評定するよう、平成	措置済
水道施設の緊急,小規模工事のための単価契約工事で	20年2月28日に関係者を対象とした水環境セン	
ある。	ター内の会議を行い、周知徹底を図った。	
本市においては、請負業者の適正な選定および指導	また,平成20年2月20日の設計工事連絡会	
育成に資することを目的として, 工事成績の評定を実	(建設部会) において, 他の水環境センターに	
施しており、その評定は工事成績採点票によってい	も周知した。	
る。		
しかし、この工事成績採点票の点数の記載が、すべ		
て同一のコピーで処理されていたものが見受けられ		
た。		
工事成績採点は、各契約工事に対して、公正に実施		
すべきものである。本工事は,単価契約工事という請		
負人が同一という特殊性はあるが, 現状においては,		
契約工事ごとの施工について評価することを前提と		
しているのであるから,個別の採点票は,一律を前提		
としたようなコピーであってはならない。		
工事成績採点票は、品質の確保ならびに請負業者へ		
の評価として重大な意味を持つものであり、公正性、		
透明性において疑義が生じないよう慎重に作成すべ		
きである。		
(建設局西水環境センター管理課)		
[No23 下水道施設小規模工事(その10)]		

産業振興局

指摘	措置内容	措置状況
(7)維持管理		
ア 施設の健全度の把握		
本工事は、須磨海づり公園の第2釣り台の主桁連結部	施設の健全度の総合的な把握については、	措置方針等
の腐食に対する補修工事である。本施設は海上の鋼構造	平成20年度中に構造物全体の調査・補修の	+# 空 文
物であり、その環境条件から鋼材の腐食劣化、波浪・台	概略設計を行い、補修計画を策定する。(予	措置済 平成23年5月
風等の自然現象による構造劣化が懸念される施設で、安	算措置済み)	10日 参照
全・安心な施設の維持のため、その健全度については留	施設の補修管理台帳については,指定管理	
意すべき点が多い。	者と連絡会議(2月12日)を行い,早急に	
今回,監査で本施設の主桁部の補修工事に関し現地調	整備を行うこととした。また、市が点検整備	
査したところ, 塗装劣化による鋼材腐食の進行, ボルト	マニュアル及び点検帳票を作成して、それに	
の損傷、主桁の沈下などが見受けられた。同時に健全度	基づき,施設管理者である市による定期的な	
の把握、記録が経年的に蓄積されていない状況も見受け	点検、被災時等の臨時点検、並びに指定管理	
られた。	者による日常的な点検を行うことを,連絡会	
本施設の維持管理計画を策定するためにも、現状施設	議及び課内会議(2月15日)で確認した。	
の健全度の把握は重要である。また、併せて施設の点検		
補修履歴がわかるよう施設の補修管理台帳、さらに点検		
整備マニュアル等(日常、定期等)を作成し、維持管理		
の充実を図ることも重要である。		
個々の対症療法的な補修工事のみならず、現況の健全		
度を総括的に把握するべく調査を実施し、それに基づい		
た補修計画の策定と実施、ならびに補修履歴の管理を図		
るべきである。		
なお、本施設は指定管理者制度として指定管理者に管		
理運営を委託しているものであるが、市は施設管理者と		
して、施設の健全度を把握し、安全・安心な施設の維持		
のための対策を講じる必要があることも付け加えてお		
<.		
(産業振興局農水産課)		
[No.3 須磨海づり公園補修工事(その7)]		